

# 第85回香川県新型コロナウイルス対策本部会議 (持ち回り開催)

日 時：令和3年11月19日（金）

## 議題

- 1 本県における今後の対応について

## 知事から「感染予防対策期」における県民の皆さまへのお願い ～引き続き油断せず感染予防を～

本県においては、11月に入り、累積新規感染者数は18日時点で2人であり、また、新規感染者数ゼロの日が続くなど、感染状況が落ち着きを見せていることを踏まえ、11月20日（土）以降、本県の警戒レベルについては、現在の「準感染警戒期」から1段階移行し、「感染予防対策期」に移行することとし、当分の間、感染拡大の防止に努めていくこととします。

県民の皆さまには、これから年末年始を迎えるにあたり、外出や飲食の機会も増えてくるものと想定されますが、外出の際は、適切な感染防止対策を徹底のうえ行動していただくとともに、会食や飲み会の際には、「かがわ安心飲食認証店」または「店の広さに応じて1m以上の距離が確保できる店」を利用していただき、感染リスクを低減させる工夫をしていただくよう、お願いいたします。

事業者の皆さまにも、業種別ガイドラインに基づく感染防止対策を徹底されるよう、また、飲食店の皆さまには、感染拡大防止を図るための「かがわ安心飲食店認証」を積極的に取得されるよう、お願いいたします。

感染状況が落ち着いている局面であるとはいえ、今後の再度の感染拡大につながらないよう十分に留意する必要があることから、県民の皆さま、事業者の皆さまには、引き続き、感染防止対策の徹底に努めていただくようお願いいたします。

また、ワクチン接種については、高い発症予防効果と、発症しても重症化を予防する効果が認められています。各市町において、11月中の希望者への接種完了を目指して取り組んでおりますので、未だ接種がお済みでない方、特に予約がまだの方については、お住まいの市町からの案内に従って、ぜひ早めのご予約をお願いしたいと思います。

11月12日に開催された国の新型コロナウイルス感染症対策本部においては、医療提供体制の強化やワクチン接種の促進、治療薬の確保など、次の感染拡大に向けた安心確保のための取組みの全体像が示されたところであり、本県においても、こうした国の方針なども踏まえて、現在、新たな「保健・医療提供体制確保計画」の策定を進め、体制整備に取り組んでいるところであります。

私としましては、ワクチン接種の進捗や飲食店認証制度の普及などにより、感染者の発生が抑えられ、一日も早く社会経済が回復するよう、国、各市町とも連携し、県民の皆さま、事業者の皆さまと一緒に、全力で取り組んでまいりますので、引き続き、ご理解、ご協力をお願いいたします。

最後に、県民の皆さまに「NO コロナハラスメント」のお願いです。

新型コロナウイルス感染症は、誰もが感染する恐れがあります。感染者や医療関係者、さらには、その家族などへの差別や偏見、誹謗中傷は決して許されません。また、ワクチンを接種していない人が、ワクチン接種を強制されたり、差別的な扱いを受けることがあってはなりません。県民の皆さまには、正しい情報をもとに冷静な行動をとっていただきますようお願いいたします。

令和3年11月19日

香川県知事 浜田 恵 造

## 感染予防対策期における対策（11月20日以降）について

令和3年11月19日

### 1. 県民への協力依頼

#### (1) 外出について

- 感染拡大地域（新規感染者数が5人以上/人口10万人/週を目安）への不要不急の移動については慎重に検討するよう協力依頼  
また、当該地域に移動した場合、帰県後14日間は行動記録を取るよう協力依頼
  - 外出する場合は、適切な感染防止対策を徹底して行動するよう協力依頼  
**別添1**：気をつけていただきたいこと
  - 発熱等の症状がある場合は、都道府県をまたぐ移動はもとより、外出を控えるよう協力依頼
  - 感染対策が徹底されていない飲食店等の利用を控え、「かがわ安心飲食認証店」など、感染対策が徹底された飲食店等を利用するよう協力依頼
  - 業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等に基づく感染防止策が徹底されていない施設等への外出を控えることを協力依頼  
**別添2**（省略）：業種別ガイドライン
  - 厚生労働省「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）」を積極的にインストールするよう協力依頼  
**別添3**：新型コロナウイルス接触確認アプリ
- ※ただし、感染拡大の兆候や施設等におけるクラスターの発生があった場合、外出の自粛に関して速やかに必要な協力要請等を行う。

#### (2) 新しい生活様式の徹底について

- 「三つの密」の回避や「人と人の距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染対策を徹底することを協力依頼  
**別添4**：「人の接触を8割減らす10のポイント」  
（令和2年4月22日、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議）
- 別添5**：「新しい生活様式（生活スタイル）の実践例」  
（令和2年5月4日、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議、一部改正）
- 大声を出す行動（飲食店等で大声で話す、カラオケやイベント、スポーツ観戦等で大声を出すなど）を自粛するよう協力依頼
- 会食や飲み会をする際には、「マスク会食」や座席間隔の確保、換気などの三密回避を徹底するよう協力依頼
- 大人数での会食や飲み会を避けるよう協力依頼（注）
- 感染リスクが高まる「5つの場面」に留意し、そうした場面での会食については、「感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫」を行うよう協力依頼（注）  
**別添6**：感染リスクが高まる「5つの場面」及び感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫（令和2年10月23日、新型コロナウイルス感染症対策分科会）
- （注）**別紙**：「5つの場面」で例示されている5人以上の人数で会食・飲み会をする場合の留意事項

### 2. 事業者への協力依頼

- 飲食店における感染拡大防止を図るため、「かがわ安心飲食店認証制度」の認証をとるよう協力依頼
- 業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドラインや県が策定した適切な感染防止対策に基づき、感染防止対策の徹底を図ることを協力依頼  
**別添2**（再掲）：業種別ガイドライン  
**別添7**：今後における適切な感染防止対策

**別添8**：飲食事業者の皆様へ「店舗等での感染防止策の確実な実践」

○感染防止対策を徹底していることを示す様式を掲示することを協力依頼

**別添9**：掲示様式「新型コロナウイルスうつらない、うつさない」

○在宅勤務（テレワーク）、オンライン会議などの積極的な活用により、出勤者数の低減に取り組むことを協力依頼。特に、この期間は集中的に協力依頼

○出勤した場合には、座席間の間隔を取ることや従業員の執務オフィスの分散を促すことを協力依頼

○時差出勤、昼休みの時差取得、自家用車・自転車・徒歩等による通勤等、人との接触を低減する取組みを推進することを協力依頼

○事業所に関係する方が感染した際には、保健所の調査に協力することを協力依頼

○医療機関及び高齢者施設等の設置者において、以下の取組みを実施するよう協力依頼

- ・従事者等が感染源とならないよう、「三つの密」が生じる場を徹底して避けること
- ・症状がなくても患者や利用者と接する際にはマスクを着用すること
- ・手洗い・手指消毒を徹底すること
- ・パソコンやエレベーターのボタン等複数の従事者が共有するものは定期的に消毒すること
- ・食堂や詰め所でマスクを外して飲食をする場合、他の従事者と一定の距離を保つこと
- ・日々の体調を把握して症状があれば早めの受診をすること

### 3. 催物（イベント等）の開催

○催物（イベント等）の開催については、「新しい生活様式」や業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等に基づく適切な感染防止策を講じることを協力依頼

国の基本的対処方針や催物（イベント等）の開催に係る留意事項（各種通知）等を踏まえ、事前相談の有無に関わらず、**別添10**に沿った必要な感染防止策を講じていただくことを前提に開催を可能とする。

**別添10**（省略）：催物（イベント等）の開催に係る留意事項

○国の通知（令和3年9月1日付け事務連絡）を踏まえ、事前相談の対象となる催物（イベント等）のうち、数時間・数日間・数回に及ぶ催物であって、感染防止策が徹底されない、感染拡大のおそれがある催物においては、感染防止策の徹底の要請に従わない場合（特に催物におけるクラスターの発生のおそれがある場合）には、中止又は延期等を含めて、主催者に協力依頼

### 4. 県有施設等における対応

○適切な感染防止対策を講じた上で開館

### 5. 県の対応

○感染事例に関する疫学的調査を積極的に進める。

○PCR検査の充実強化を図る。

○医療機関、高齢者施設等へ抗原簡易キットを配布する。

○県の新型コロナウイルス感染症対策予算を速やかに執行する。

○ワクチン接種の円滑な実施に向けて、各市町、医療機関、関係団体等と緊密に連携して取り組む。

○県職員について、時差出勤や在宅勤務の活用により出勤抑制等の接触機会の低減に取り組む。

# 「5つの場面」で例示されている5人以上の人数で 会食・飲み会をする場合の留意事項

## ①「かがわ安心飲食認証店」

又は

## ②お店の広さに応じて、1 m以上の距離が 確保できる店 を利用してください



上記のお店をご利用の場合も次の基本的感染対策の徹底を!

- ・店舗から求められる感染防止策に協力
- ・なるべく短時間で
- ・手指消毒の徹底、会話の時はマスク着用・大声を控えて
- ・お酌、グラスやお猪口の回し飲み、箸などの使いまわしは避けて
- ・深酒・はしご酒などは控え、適度な酒量で

<新しい生活様式>にご協力をお願いします!

# 新型コロナウイルス感染症に対する香川県対処方針

参考

令和2年 5月15日  
 令和2年 8月21日改正  
 令和2年12月 8日改正  
 令和3年 1月 8日改正  
 令和3年 3月31日改正  
 令和3年 4月 3日改正  
 令和3年 4月19日改正  
 令和3年 5月 8日改正  
 令和3年 7月 9日改正

		(1) 感染予防対策期	(2) 準感染警戒期	(3) 感染警戒期	(4) 感染拡大防止対策期	(5) 感染拡大防止集中対策期	(6) 緊急事態対策期	
県内の感染状況		感染者が確認されていないか、抑制できている状態	一定数の感染者が確認されている状態	一定の感染者が確認されており、感染者が拡大する恐れがある状態	感染者が拡大している状態	感染者が急増している状態	爆発的な感染の拡大が続いている状態（国の緊急事態宣言の対象区域に指定されることを想定）	
移行基準	感染の状況	①直近1週間の累積新規感染者数（直近1週間の人口10万人当たりの累積新規感染者数）	—	5人程度以上（0.5人以上）	24人程度以上（2.5人以上）	48人程度以上（5人以上）	239人程度以上（25人以上）	
		②感染経路不明者数の割合	—	50%以上	50%以上	50%以上	50%以上	50%以上
		③直近1週間と先週1週間の比較	—	—	—	—	直近1週間が先週1週間より多い	直近1週間が先週1週間より多い
	医療提供体制等の負荷	④医療のひっ迫具合（入院医療）	—	—	—	—	確保病床の使用率20%以上	確保病床の使用率50%以上
		“ ” （重症者用病床）	—	—	—	—	入院率40%以下	入院率25%以下
		⑤療養者数（人口10万人当たりの全療養者数※）※入院者、自宅・宿泊療養者等を含めた数	—	—	—	—	確保病床の使用率20%以上	確保病床の使用率50%以上
監視体制	⑥直近1週間のPCR陽性率	—	—	—	—	5%以上	10%以上	
解除の判断基準		—	解除にあたっては、新しい対策期に入ってから、一定期間（少なくとも2週間）経過後、新規感染者が減少傾向になっている状態で、①～⑥の指標等を踏まえ総合的に判断					
○各対策期への移行に当たっては、医療提供体制、監視体制（検査・相談等の件数）、クラスター発生状況、他都道府県の発生状況に加え、国において示す早期探知のための指標などを総合的に判断。また、警戒を強める際は、感染の傾向、濃厚接触者の状況、感染地域の状況等を踏まえ、移行基準より早めの移行も検討 ○県独自の「感染警戒宣言」、「緊急事態宣言」は、感染状況等に応じて適時に発出を検討 ○国から特措法に基づく新たな考え方が示された場合には改訂を検討								
共通事項（※1 ※2）		3密の回避やマスクの着用など「新しい生活様式」の実践、「接触確認アプリ（COCOA）」のインストール・積極的活用						
対応方針	県民への要請等	<b>【法に基づかない協力依頼】</b> ①不要不急の感染拡大地域への移動は慎重に検討 ②発熱の症状がある場合は、外出を控える ③「業種別ガイドライン」等に基づく感染防止策が徹底されていない施設等への外出を控える	(1) の対策の徹底	<b>【法 24⑨による要請】</b> ・(1) の対策の徹底に加え、国のステージⅢに相当する感染拡大地域への不要不急の移動については、特に慎重に検討	<b>【法 24⑨による要請】</b> ・(1) ②③の対策の徹底に加え、不要不急の外出・移動は、県内外を問わず慎重に検討。国のステージⅢに相当する感染拡大地域への不要不急の移動については、特に慎重に検討	<b>【法 24⑨又は法 31 の 6②による要請】</b> ・(4) の対策に加え、他都道府県の感染状況等も踏まえ、県外への移動自粛の要請を検討 ・「まん延防止等重点措置区域」となった場合には、「まん延防止等重点措置」として、時短要請した時間以降、飲食店に出入りしないよう要請することを検討	<b>【法 24⑨、法 31 の 6②又は法 45①による要請】</b> ・県内での外出自粛の要請を検討 ・県外への移動自粛の要請を検討 ・「緊急事態宣言対象区域」等となった場合には、「緊急事態措置」等として、日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛（特に夜間の自粛の徹底）について要請を検討	
	事業者への要請等	<b>【法に基づかない協力依頼】</b> ・「業種別ガイドライン」等の徹底、遵守様式の掲示 ・在宅勤務（テレワーク）、オンライン会議、時差出勤、自家用車・自転車・徒歩等による通勤の推進 ・座席間確保や執務オフィスの分散		<b>【法 24⑨による要請】</b> ・(1) の対策の強力な推進	<b>【法 24⑨による要請】</b> ・(3) の対策と同様	<b>【法 24⑨又は法 31 の 6①による要請】</b> ・(3) の対策に加え、 ・「まん延防止等重点措置区域」となった場合には、「まん延防止等重点措置」として、飲食店に対する時短要請を検討	<b>【法 24⑨、法 31 の 6②又は法 45①による要請】</b> ・(5) の対策のほか、 ・「緊急事態宣言対象区域」となった場合には、「緊急事態措置」として、飲食店に対する時短要請等を検討	
	イベント等の開催（※3）	<b>【法に基づかない協力依頼】</b> ・「催物（イベント等）の開催に係る留意事項」や「新しい生活様式」、「業種別ガイドライン」等に基づく適切な感染防止対策の徹底を前提に開催		<b>【法 24⑨による要請】</b> ・(2) の対策と同様	<b>【法 24⑨による要請】</b> ・(2) の対策と同様	<b>【法 24⑨又は法 31 の 6①による要請】</b> ・(2) の対策に加え、 ・「まん延防止等重点措置区域」となった場合には、「まん延防止等重点措置」として、国の方針を踏まえた規模要件等を設定し、その要件に沿った開催の要請を検討	<b>【法 24⑨、法 31 の 6②又は法 45①による要請】</b> ・(5) の対策のほか、 ・「緊急事態宣言対象区域」となった場合には、「緊急事態措置」として、国の方針を踏まえた規模要件等を設定し、その要件に沿った開催の要請を検討	
	県有施設等における対応	・適切な感染防止対策を講じた上で開館		・(2) の対策と同様	・(2) の対策と同様	・(2) の対策に加え、 ・「まん延防止等重点措置区域」となった場合には、「まん延防止等重点措置」として、時短を検討	・(5) の対策のほか、 ・「緊急事態宣言対象区域」となった場合には、「緊急事態措置」として、時短等を検討	
○各対策期における措置の実施の要否に当たっては、医療提供体制、監視体制（検査・相談等の件数）、クラスター発生状況、他都道府県の発生状況などを総合的に判断。また、対策期ごとに上記以外の対策を講じることも想定 ※1 対策期に応じて、特措法による要請の適用 ※2 時短等を要請する場合は、県内の感染状況や基本的対処方針等を考慮して判断 ※3 イベント等の開催については、国の基本的対処方針等を踏まえ、屋内外の別を考慮して、参加人数のほか、施設の収容定員に対する参加人数の比率等を総合的に判断 ○他の都道府県において国の緊急事態宣言又はまん延防止等重点措置が発出された場合は、基本的対処方針や対象区域における対策等を踏まえ、本県の対応を検討								

# 感染予防対策期

引き続き油断せず感染予防を

# 新型コロナウイルス うつらない、うつさない 気をつけていただきたいこと

## 飛沫をとばさない

会食時にも、食べるときだけマスクを外し、会話の時はマスクをするなどの工夫が有効です。

# マスクの着用を！ 大声で会話しない！

## 接触感染にも注意を

ウイルスがついた場所に触れた手で、口や鼻などを触ると感染リスクが高まります。

# 手洗い・消毒を こまめに！

## マイクロ飛沫が浮遊

換気が悪い環境では、小さくなった飛沫が長時間空気中を漂います。

# 適切な換気を！

大人数や長時間の飲食時などには忘れがちになります。

ご協力をお願いします。



自分をまもり、大切な人をまもり、  
地域と社会をまもるために、  
接触確認アプリをインストールしましょう。

厚生労働省

# 新型コロナウイルス 接触確認アプリ

(略称：COCOA)

COVID-19 Contact Confirming Application

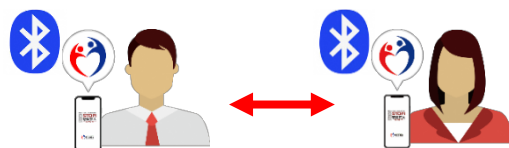


\*画面イメージ

接触確認アプリは、新型コロナウイルス感染症の  
感染者と接触した可能性について、通知を受け取る  
ことができる、スマートフォンのアプリです

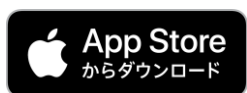
- 本アプリは、利用者ご本人の同意を前提に、スマートフォンの近接通信機能（ブルートゥース）を利用して、お互いに分からないようプライバシーを確保して、新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触した可能性について、通知を受けることができるアプリです。
- 利用者は、陽性者と接触した可能性が分かることで、検査の受診など保健所のサポートを早く受けることができます。利用者が増えることで、感染拡大の防止につながる事が期待されます。

1メートル以内、15分以上の接触した可能性



- ・接触に関する記録は、端末の中だけで管理し、外にはできません
- ・どこで、いつ、誰と接触したのかは、互いにわかりません
- ※端末の中のみで接触の情報（ランダムな符号）を記録します
- ※記録は14日経過後に無効となります
- ※連絡先、位置情報など個人が特定される情報は記録しません
- ※ブルートゥースをオフにすると情報を記録しません

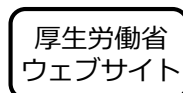
iPhoneの方はこちら



Androidの方はこちら



詳しくはこちら



## 問1 接触確認アプリとは、どのようなものですか。

利用者ご本人の同意を前提に、スマートフォンの近接通信機能（ブルートゥース）を利用して、お互いに分からないようプライバシーを確保して、新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触した可能性について、通知を受けることができます。なお、本アプリはApple社とGoogle社が提供しているアプリケーション・プログラミング・インターフェイス(API)を元に開発しています。

## 問2 アプリを利用することで、どのようなメリットがありますか。

利用者は、新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触した可能性が分かることで、検査の受診など保健所のサポートを早く受けることができます。利用者が増えることで、感染拡大の防止につながることを期待されます。

## 問3 他の利用者との接触をどのように記録するのですか。

スマートフォンの近接通信機能（ブルートゥース）を利用して、ほかのスマートフォンとの近接した状態（概ね1メートル以内で15分以上）を接触として検知します。近接した状態の情報は、ご本人のスマートフォンの中のみ暗号化して記録され、14日が経過した後に自動的に無効になります。この記録は、端末から外部に出ることはなく、利用者はアプリを削除することで、いつでも任意に記録を削除できます。

## 問4 個人情報が収集されることはないですか。

氏名・電話番号・メールアドレスなどの個人の特定につながる情報を入力いただくことはありません。他のスマートフォンとの近接した状態の情報は、暗号化のうえ、ご本人のスマートフォンの中のみ記録され、14日経過した後に自動的に無効になります。行政機関や第三者が接触の記録や個人の情報を利用し、収集することはありません。

## 問5 位置情報を利用するのですか。

GPSなどの位置情報を利用することはなく、記録することはありません。

## 問6 他の利用者との接触を検知する目安はありますか。

ご利用のスマートフォン同士が、概ね1メートル以内の距離で15分以上の近接した状態にあった場合、接触として検知される可能性が高くなります。機器の性能や周辺環境（ガラス窓や薄い障壁など）、端末を所持する方向などの条件や状態により、計測する距離や時間に差が生じますので、正確性を保証するものではありません。

## 問7 利用はいつでも中止できますか。

いつでも任意にアプリの利用を中止し、アプリを削除することで、すべての過去14日間分までの記録を削除できます。

## 問8 アプリでは、どのような通知がきますか。

新型コロナウイルス感染症の陽性者が、本人の同意のもと、陽性者であることを登録した場合に、その陽性者の感染可能期間で、最大過去14日間に、概ね1メートル以内で15分以上の近接した状態の可能性があった場合に通知されます。通知を受けた後は、アプリの画面に表示される「検査等の相談先を探す」ボタンを押すと、都道府県ごとに受診・相談センター等の連絡先が表示され、そちらにご連絡いただくと検査の受診などが案内されます。

## 問9 新型コロナウイルス感染症の陽性者がアプリで登録したら通知はすぐにきますか。

利用者への通知は、1日1回程度となっております。アプリへの登録のタイミングによっては、すぐに通知されない場合があります。

## 問10 新型コロナウイルス感染症の陽性者と診断されましたが、アプリで登録しなかったらどうなりますか。

陽性者と診断された場合に、アプリへの登録は、利用者の同意が前提であり、任意です。登録いただくことで、あなたと接触した可能性がある方が、検査の受診など保健所のサポートを早く受けることができます。

## 問11 陽性者との接触の可能性が確認されたとの通知を受けたら、何をすればいいですか。

アプリの画面に表示される「検査等の相談先を探す」ボタンを押すと、都道府県ごとに受診・相談センターなどの連絡先が表示され、そちらにご連絡いただくと検査の受診などが案内されます。

## 問12 厚生労働省ではアプリで得た情報を何に利用するのですか。

厚生労働省では、アプリにより、利用者のデータを利用し、収集することはありません。利用者に氏名・電話番号などの個人情報を入力いただくこともありません。

# 人との接触を8割減らす、10のポイント

別添4

緊急事態宣言の中、誰もが感染するリスク、誰でも感染させるリスクがあります。  
新型コロナウイルス感染症から、あなたと身近な人の命を守るよう、日常生活を見直してみましよう。

ビデオ通話で  
オンライン帰省



スーパーは1人  
または少人数で  
すいている時間に



ジョギングは  
少人数で  
公園はすいた時間、  
場所を選ぶ

待てる買い物は  
通販で

飲み会は  
オンラインで

診療は遠隔診療

定期受診は間隔を調整

筋トレやヨガは  
自宅で動画を活用

飲食は  
持ち帰り、  
宅配も

仕事は在宅勤務

通勤は医療・インフラ・  
物流など社会機能維持  
のために

会話は  
マスクをつけて

3つの密を  
避けましょう

1. 換気の悪い密閉空間
2. 多数が集まる密集場所
3. 間近で会話や発声をする密接場面

手洗い・  
咳エチケット・  
換気や、健康管理  
も、同様に重要です。













